

住宅取得補助事業のよくある質問

中古			
No.	カテゴリ	質問	回答
1	申請者	夫婦の共有名義で住宅を取得するが、申請者は夫だけでよいか。	住宅取得の持分規定はないため、申請者は夫だけで結構です。
2	申請時期	契約後に申請しても補助対象となるか。	原則、契約前の申請が必要ですが、契約済みの方は建設課にご相談ください。
3	補助対象	中古住宅(過去に居住の用に供されたことのある住宅)とはどのような住宅のことをいうのか。	現在空き家になっている住宅、これから空き家になる住宅のことをいいます。
4	補助対象	現在母が住んでいる住宅を、子世帯に売る場合、補助対象となるか。	売買契約書や領収書が発行されれば補助対象となります。ただし、母が売買契約後も居住する場合は対象外です。また、親族間での売買の場合は、所有者変更の登記を行い、登記事項証明書をご提出ください。
5	補助対象	借家となっている家を購入する場合、補助対象となるか。	借家であっても中古住宅であるため補助対象となります。
6	交付申請	中古住宅の交付決定を受けたが、物件を替えたい場合にはどのような手続きが必要か。	まず当初交付決定を受けた物件の変更交付申請書を提出してください。その後、新たな物件の交付申請を行ってください。
7	その他	市の耐震補助との併用は可能か。	市の耐震補助と住宅取得補助制度の趣旨は異なるため、併用可能です。
8	その他	市のリフォーム補助との併用は可能か。	市のリフォーム補助と住宅取得補助制度の趣旨は異なるため、併用可能です。